**誓約書**

令和５年　　月　　日

（あて先）

　　川　崎　市　長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　業者コード　（　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　印

令和５年６月７日付けで公告された多摩川見晴らし公園周辺における民間活力導入検討調査業務委託に係る公募型プロポーザルの参加申込について、次のことを誓約します。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項及び第２項の各号に該当しないこと。

（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（３）川崎市契約規則第２条の規定に基づく資格停止期間中又は川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中の者でないこと。

（４）令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「12建設コンサルタント」、種目「都市計画及び地方計画部門」に登録があること。（参加申込時点で業者登録中であり、かつ審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。）

（５）業務の履行に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらの証明等を受けていること。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行っていないこと。

（７）過去 10 年の間に、国・都道府県・特別区または政令指定都市において、次の業務の履行が完了していること（アからウ全て）。

　　 ア 緑の基本計画及びグリーンインフラに関する調査・検討業務

　　 イ 河川におけるにぎわい創出に係る調査及び計画策定に関する業務

ウ 公共施設における民間活力導入可能性調査・検討及びアドバイザリー業務

　（８）本業務を遂行するにあたり以下の資格を持つ技術者を配置すること。

　　　ア　業務責任者については、技術士（総合技術監理部門）または、技術士（都市及び地方計画）の資格を持つものを配置すること。

　　　イ　業務担当者については、技術士（総合技術管理部門）または、技術士（都市及び

地方計画）の資格を持つものを1名以上配置すること。また、専門社会調査士及び一級建築士の資格を持つものを1名以上配置すること。

（９）連絡調整を円滑に行うため、神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有すること。